

介護老人保健施設 オパール 施設入所 利用料金表

＜別紙3＞
令和6年8月より

介護保険施設サービス費(入所)(非課税)

介護保険サービス(単位) 1単位=10円 ※1割負担の場合							(定員 70名)						
要介護度	※ 基本料金		夜勤職員配置加算	在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	栄養マネジメント強化加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	食費	居住費				
	多床室	個室											
要介護1	871	788	24/日	51/日	22/日	11/日	総単位の7.5% を加算	第1段階	300円	第1段階	0円	第1段階	550円
要介護2	947	863						第2段階	390円	第2段階	430円	第2段階	550円
要介護3	1014	928						第3段階①	650円	第3段階①	430円	第3段階①	1,370円
要介護4	1072	985						第3段階②	1,360円	第3段階②	430円	第3段階②	1,370円
要介護5	1125	1040						第4段階	2,000円	第4段階	530円	第4段階	1,640円

その他の加算 (必要に応じて加算されます)

				1単位=10円	
初期加算(Ⅰ)/(Ⅱ)(入所日から30日間)	60/30	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)/(Ⅱ)(月)	10/5	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)/(Ⅱ)(退所日)	450/480
安全対策体制加算(入所日)	20	新興感染症等施設療養費 月に1回5日を限度	240	入退所前連携加算(Ⅰ)/(Ⅱ)(退所日)	600/400
自立支援促進加算(月)	300	協力医療機関連携加算(Ⅰ)(月)	100	退所時情報提供加算(Ⅰ)/(Ⅱ)(退所日)	500/250
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)/(Ⅱ)(月)	53/33	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)/(Ⅱ)(月)	100/10	退所時栄養情報連携加算(退所日)	70
短期集中リハビリ(入所日から3月以内)	258	かかりつけ医連携調整加算(Ⅰ)イ/ロ(退所日)	140/70	再入所時栄養連携加算(再入所日)	200
認知症短期集中リハビリ(入所日から3月以内)	240	かかりつけ医連携調整加算(Ⅱ)(退所日)	240	試行的退所時指導加算	400
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(月)	60	かかりつけ医連携調整加算(Ⅲ)(退所日)	100	訪問看護指示加算	300
療養食加算(食事毎)	6	排せつ支援加算(Ⅰ)(月)	10	ターミナルケア加算(死亡日)	1900
経口移行加算(日)	28	排せつ支援加算(Ⅱ)(月)	15	ターミナルケア加算(死亡日以前2日又は3日)	910
経口維持加算(Ⅰ)/(Ⅱ)(月)	400/100	排せつ支援加算(Ⅲ)(月)	20	ターミナルケア加算(死亡日以前4日以上30日以下)	160
口腔衛生管理加算(Ⅰ)/(Ⅱ)(月)	90/110	若年性認知症入所者受入加算	120	ターミナルケア加算(死亡日以前31日以上45日以下)	72
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)/(Ⅱ)(月)	3/13	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	外泊時費用(月6日限度)	362
緊急時施設療養費(月3日限度)	518	認知症専門ケア加算(Ⅰ)/(Ⅱ)(日)	3/4	外泊時在宅サービス利用費(月6日限度)	800
所定疾患施設療養費(Ⅱ)(月10日限度)	480	認知症チームケア加算(Ⅰ)/(Ⅱ)(月)	150/120		

理美容代

カット	2,200円	毛染+カット	5,500円	パーマ+カット	6,600円	各種文書料	2,200円
男性髭剃り	770円	女性顔剃り	770円			死亡診断書	5,500円

上記の他、日常生活品費(シャンプー・石けん・タオル・歯ブラシ・歯磨き粉等)として1日300円～490円、教養娯楽費(クラブ、趣味活動)として1日200～320円程度の実費をご負担いただきます。又、文書料、洗濯代(1回300円)、喫茶代、個人利用の物品、旅費交通費等については別途実費にてご負担いただきます。

※介護保険負担限度額認定証をお持ちの方はご提出ください。

第1段階	生活保護受給者・世帯全員が住民税非課税の方で、かつ本人の預貯金額等が1,000万円(夫婦合算で2,000万円)以下の方
第2段階	世帯全員が住民税非課税で年金収入金額+合計所得金額が80万円以下、かつ本人の預貯金額等が650万円(夫婦合算で1,650万円)以下の方
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で年金収入金額+合計所得金額が80万円超120万円以下、かつ本人の預貯金額等が550万円(夫婦合算で1,550万円)以下の方
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で年金収入金額+合計所得金額が120万円超、かつ本人の預貯金額等が500万円(夫婦合算で1,500万円)以下の方
第4段階	上記以外の方(世帯に課税者がいる方、本人が住民税課税)